

## 落札者決定基準 (さかいスタートアップアクセラレーション業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置するさかいスタートアップアクセラレーション業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

|                    |   |                   |   |                   |
|--------------------|---|-------------------|---|-------------------|
| 総合評価点<br>(100 点満点) | = | 価格評価点<br>(30 点満点) | + | 技術評価点<br>(70 点満点) |
|--------------------|---|-------------------|---|-------------------|

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「②」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

|                                  |
|----------------------------------|
| 価格評価点 = 30 点 × ( 最低入札価格 / 入札価格 ) |
|----------------------------------|

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者とし（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

| 評価の目安         | 評価点 |
|---------------|-----|
| 非常に優れている      | 5   |
| 優れている         | 4   |
| 標準である         | 3   |
| やや劣っている       | 2   |
| 劣っている         | 1   |
| 記述がない（評価できない） | 0   |

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が20点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

| 評価項目               | 評価事項                                                                                               | 配点        | ウェイト | 評価点                                                                       | 項目評価点  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①社会的インパクトのシミュレーション | 支援対象事業者のモデルに基づいた社会的インパクトのシミュレーションが定量的に示され、論理的な根拠が示されているか。                                          | 20 点      | 4    | 5. 非常に優れている<br>4. 優れている<br>3. 標準である<br>2. やや劣っている<br>1. 劣っている<br>0. 記述がない |        |
| ②事業者の支援            | 支援内容は事業者の成長につながる内容となっているか。また支援策を選択した理由及び根拠は、合理的なものであるか。支援回数は追加されているか。追加支援の内容は事業者の成長につながる内容となっているか。 | 25 点      | 5    |                                                                           |        |
| ③成長事例・支援内容の共有セミナー  | 成長事例・支援内容の共有セミナーで提供する下記項目の内容は、参加者の事業推進につながるものであるか。<br>(Ⅰ) 資金調達・資本政策<br>(Ⅱ) 法務<br>(Ⅲ) 人材確保          | (Ⅰ) 5 点   | 1    |                                                                           |        |
|                    |                                                                                                    | (Ⅱ) 5 点   | 1    |                                                                           |        |
|                    |                                                                                                    | (Ⅲ) 5 点   | 1    |                                                                           |        |
| ④業務スケジュール及び体制      | 仕様書第5(3)に記載する成果発表に向けて、支援内容が現実的かつ適切に実施できるスケジュールとなっているか。また実施体制は適切な人員配置や責任体制が整備されているか。                | 10 点      | 2    |                                                                           |        |
|                    |                                                                                                    | 70 点 (満点) |      |                                                                           | 点 (得点) |